

(仮称)地域エネルギーセンター等整備・運営事業
審査基準書

令和4年10月11日

忠岡町



1 提案の審査

公民連携事業による（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業（以下「本事業」という。）に係る、基本協定締結事業者（以下「事業者」という。）の選定は、公募型プロポーザル方式により、企画提案書等の内容及び提案価格により総合的に評価します。

この審査基準書は、事業者を選定するための方法及び基準を示したものです。応募者は本書の内容を踏まえて、本事業の提案をしてください。

2 審査の概要

事業者の選定は、応募者の備えるべき参加資格要件等に係る、資格審査及び書類審査と、応募者からの提案の内容に関する、提案審査による2段階で実施します。

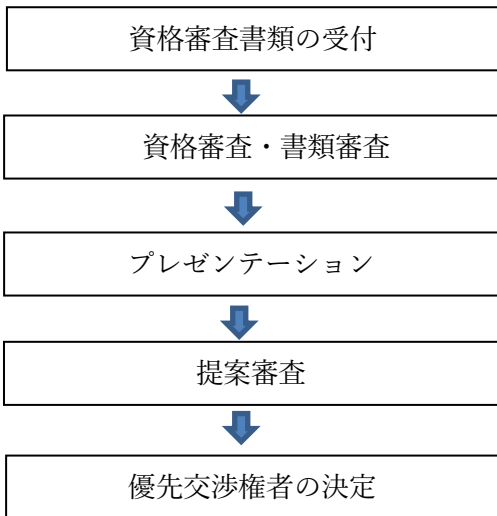
資格審査は、応募者の参加資格の適格性を審査するために行い、書類審査は、経営状況等提案審査は、資格審査を通過した者が提出した、企画提案書等の内容の評価により評価点を算出し、審査します。

3 審査体制

資格審査及び書類審査は忠岡町が行い、提案審査は、忠岡町一般廃棄物処理公民連携事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、実施します。

選定委員会は最も総合評価点の高い提案者を、最優秀提案者として選定し、2番目に高い提案者を次点提案者として選定します。なお、同点となった場合は、定性審査点の高い方の提案を最優秀提案者とし、それでもなお同点の場合は、選定委員会の協議により最優秀提案者を選定するものとします。

4 審査の手順



5 審査基準

(1) 資格審査

実施要領において示す参加資格要件の具備について忠岡町が審査します。参加資格を満たしていない場合は、この時点で失格となります。

(2) 書類審査

経営状況、見積額等について、別表1の評価基準に基づき、忠岡町が評価を行います。

(3) 提案審査

別表2の評価基準に基づき、事業者選定委員会が評価を行います。各委員の評価点を合計し、委員数で除すことで得点を算出します。

(4) 総合評価点

(1) 書類審査(70点満点)、(2) 提案審査(100点満点)の合計を総合評価点とします。

総合評価点が配点の70%を上回る応募者がいない場合は、優先交渉権者の選定を行いません。

(5) 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- (ア) 期限までに書類が提出されない場合
- (イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (エ) 本町職員及び選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (オ) 募集要項に違反すると認められた場合

6 プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書等に基づき、下記のとおりプレゼンテーションを実施します。

説明は事務局が受け、当日の録画記録を選定委員会に報告します。

開催日	・令和4年12月12日(月) (詳細は別途通知します)
説明	・企画提案書等の説明は、書面による説明に加え、パワーポイント等を使用しての説明も可能です。 ・提出した企画提案書等に沿った説明内容としてください。 ・会社名を表示した衣類や会社名を特定できるなものを、身に着けないでください。 ・出席者は4名までとします。
時間	・プレゼンテーション(40分以内)、質疑応答(20分以内) ・プレゼンテーション参加者の状況に応じて、時間を見直す場合があります。
使用機器	・スクリーン、プロジェクタ及びHDMIケーブルは設置しています。 ・パソコンは持参してください。

7 審査結果の公表

審査結果は、プレゼンテーション参加者に通知するとともに、本町ホームページで結果を公表します。なお、評価内容に関する問合せや、審査結果に関する異議申立てには応じませんので、予めご了承ください。

【事務局】

忠岡町 住民部 生活環境課

〒294-0045 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号

電話：0725-22-1122 (代表)

メール：tadaokaseikatsu@town-tadaoka.jp